



# 第184回 定時株主総会 招集ご通知

平成25年12月1日 ▷ 平成26年11月30日

**開催日時** 平成27年2月25日(水曜日)午前10時

**開催場所** 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号  
兵庫県民会館 11階ホール  
※末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

議案	議案内容
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役8名選任の件
第3号議案	監査役2名選任の件
第4号議案	補欠監査役1名予選の件
第5号議案	当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件

※資源節約の為、本招集ご通知をお持ち  
くださいますようお願い申し上げます。

日本毛織株式会社  
証券コード：3201

# 目 次

■第184回定時株主総会招集ご通知 .....	1
〈添付書類〉	
■事業報告 .....	2
■連結計算書類 .....	18
■計算書類 .....	21
■監査報告書 .....	25
■株主総会参考書類 .....	29

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては法令および当社定款第17条の規定に基づきまして、当社ホームページ (<http://www.nikke.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地  
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)  
日 本 毛 織 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 長 佐 藤 光 由  
社

## 第184回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第184回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年2月24日（火曜日）午後5時55分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年2月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号 兵庫県民会館 11階ホール
3. 目的事項  
報告事項 1 第184期（平成25年12月1日から平成26年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件  
2 会計監査人および監査役会の第184期（平成25年12月1日から平成26年11月30日まで）連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名予選の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件
4. その他本招集に関する事項 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては法令および当社定款第17条の規定に基づきまして、当社ホームページ（<http://www.nikke.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.nikke.co.jp>）において掲載いたしますのでご了承ください。

## 事業報告

(平成25年12月1日から  
平成26年11月30日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、政府や日銀の各種政策による円安や日経平均株価上昇に支えられ、輸出環境の改善などによる緩やかな景気回復傾向がみられました。しかしながら、4月1日の消費税増税前の駆け込み需要や増税後の反動などにより、個人消費、設備投資に弱い動きがみられ、また、円安や海外景気の下振れによる輸出の鈍化などのリスクが依然として残っております。

このような情勢の中、当社グループは、新スローガン「“声”を明日につなげる」のもと、ステークホルダーの皆様のお声を「明日につなげる」べく、「NN120第2次中期経営計画（2013～2015年）」の実現に向けて、とくに2014年度はその中間年度として事業構造改善を推し進めてまいりました。

事業活動の内容としましては、衣料繊維事業においては事業経営の意思決定のスピードアップと、より一層の効率化を追求し、テキスタイル事業をニッケテキスタイル株式会社に分社化するなどの組織改編を行い、産業機械事業ではグループ会社において収益力の改善・強化に向けた積極的な構造改革を実施いたしました。また、人とみらい開発事業においては、ソーラー売電施設「ニッケまちなか発電所」や、同一地域で複合的なサービスを提供する「ニッケ介護村」を中心とした地域密着型施設の拠点数を拡大し、コンシューマー事業では、キッズランド施設の拠点拡大は伸び悩んだものの、事業規模の拡大と収益力向上を目指したM&Aなどを実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高1,005億円弱(前期977億円弱)、連結経常利益66億円余(前期60億円余)、連結当期純利益36億円弱(前期33億円強)となりました。

事業セグメントの概況は以下のとおりであります。

#### <衣料繊維事業>

「衣料繊維事業」は、ウール(天然繊維)を主素材とした衣料用の素材・商品の開発・製造・卸売りを行っております。

売糸は、ニット用丸編み(ジャージ)糸の販売が堅調に推移し、増収となりました。

学校制服用素材は、ほぼ前期並みとなりましたが、官公庁制服用素材は、予算減による調達量の減少により減収となりました。

一般企業制服用素材は、交通・金融関係の更改・更新需要の増加に加え、警備関係の制服の新規

受注などが寄与し、増収となりました。

一般衣料用素材は、レディースおよび百貨店アパレル向けが堅調でしたが、郊外店向けは就活時期の変更により出荷時期が後ろにずれ込み、減収となりました。

海外への販売は、北米既存顧客向けが伸び悩んだものの、欧州向け新規顧客の獲得により、ほぼ前期並みとなりました。

この結果、衣料繊維事業の当連結会計年度の売上高は423億円弱となりました。

### <産業機材事業>

「産業機材事業」は、ウールから化合織、糸から紐・フェルト・不織布など、産業用資材・生活用資材の開発・製造・卸売り、産業用機器の設計・製造・販売、および、環境・エネルギーシステムの設計・施工・メンテナンスを行っております。

産業用資材は、自動車向け資材の商況回復や、中国におけるPM2.5の影響による空気清浄機用フィルターの需要の増加などにより、大幅な増収となりました。

生活用資材は、釣具が海外OEMなどの落込みにより減収となりましたが、バドミントン用ラケットやガットの販売が好調に推移し、全体ではほぼ前期並みとなりました。

産業用機械・計測器は、車載電装品製造ラインのファクトリーオートメーション装置の好調、ソーラー発電設備の設計・施工工事の受注増がともに続いたことにより、増収となりました。

この結果、産業機材事業の当連結会計年度の売上高は197億円余となりました。

### <人とみらい開発事業>

「人とみらい開発事業」は、「街づくり」を主眼とした地域共生型のサービス提供および不動産開発を行っております。

商業施設運営事業は、「ニッケコルトンプラザ」（千葉県市川市）では、6月以降に衣料品や飲食、併設シネマなどの客足が伸びず低迷しましたが、増税前の駆け込み需要が好調であったことと、ショッピングセンター運営業務の新規受託が寄与したことで、微増収となりました。また「ニッケパークタウン」（兵庫県加古川市）では、駆け込み需要に対応した販促企画が好調でしたが、夏のバーゲンでの婦人服の伸び悩みや天候不順の影響もあり、ほぼ前期並みとなりました。

不動産事業は、愛知県稲沢地区での土地賃貸や、前期より事業化したソーラー発電施設を12拠点にまで増設したことにより、大幅な増収となりました。一方、建設事業では前期ほどの大型工事がなく大幅な減収となりましたが、ビル管理事業では新規受注などにより、増収となりました。

スポーツ事業は、ゴルフ練習場・ゴルフコースにおいて、スクール受講者数が順調に伸びたものの、ゴルフ人口の減少などの要因に加え、天候面の影響で入場者が激減したことにより、大幅な減収となりました。一方、テニススクールでは、受講料収入が伸び悩みましたが、テニス用品の販売拡大が奏功し、増収となりました。

介護事業は、既存施設が順調に利用者数を伸ばしたことに加え、3月に開業したグループホーム「てとて加古川」(兵庫県加古川市)と「てとてニッケタウン」(愛知県あま市)が売上げに寄与したことにより、大幅な増収となりました。

この結果、人とみらい開発事業の当連結会計年度の売上高は147億円弱となりました。

### <コンシューマー事業>

「コンシューマー事業」は、ブランディングとマーケティングのノウハウを強化した消費財の流通・小売、および拠点開発による地域ニーズに対応した商品・サービスの提供を行っております。

寝装事業は、災害用備蓄毛布の販売が堅調に推移したことで大口案件の受注により、増収となりました。

手編毛糸事業は、催事販売が伸びず、大幅な減収となりました。

貿易代行業業は、コンテナの輸入設置事業は好調でしたが、輸入代行業務が減少したことにより、大幅な減収となりました。

100円ショップ向け卸売事業は、新商品の開発と、新規取引先の開拓により、増収となりました。

携帯電話販売事業は、スマートフォン市場の拡大とキャリア間競争による市場の活性化や、前期に行った店舗の移転増床に伴う販売台数の増加が寄与し、大幅な増収となりました。

アイスクリーム事業とビデオレンタル事業は、前期に出店した店舗の売上げ寄与により、増収となりました。

飲食事業については、5月にオープンした大型飲食店舗「WOOL HOMMACHI BEER ARCADE」(大阪府中央区)が売上げに寄与したことにより、増収となりました。

なお今期より、前期に加わった個人向け保険代理店を営む株式会社ニットファミリーおよびスタンピンクなどの製造・販売を営む株式会社ツキネコの売上げが、通期で寄与いたしました。

この結果、コンシューマー事業の当連結会計年度の売上高は238億円余となりました。

なお、事業セグメント別の売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	第 183 期 (平成25年度)	第 184 期 (平成26年度:当連結会計年度)
衣 料 織 維 事 業	41,264	42,299
産 業 機 材 事 業	18,234	19,701
人 と み ら い 開 発 事 業	16,200	14,674
コ ン シ ュ ー マ ー 事 業	21,978	23,802
合 計	97,677	100,477

## 2. 設備投資、資金調達の状況

衣料繊維事業では、生産設備の新規導入や更新などを実施しました。また、物流の最適化・コスト削減を目的に、倉庫設備の新規導入を実施しました。

産業機材事業では、生産設備の新規導入や更新などを実施しました。

人とみらい開発事業では、太陽光発電関連、土地開発関連、介護施設関連を中心に設備投資を実施しました。

コンシューマー事業では、大型飲食店舗「WOOL HOMMACHI BEER ARCADE」（大阪府中央区）をはじめ、新規店舗出店などの設備投資を実施しました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金で賄い、特別な資金調達は行っておりません。

## 3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

## 4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

## 5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

## 6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

重要な該当事項はありません。

## 7. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 181 期 (平成23年度)	第 182 期 (平成24年度)	第 183 期 (平成25年度)	第 184 期 (平成26年度・当連結会計年度)
売上高 (百万円)	87,659	97,357	97,677	100,477
経常利益 (百万円)	4,942	5,401	6,023	6,635
当期純利益 (百万円)	3,102	3,261	3,346	3,572
1株当たり当期純利益 (円)	40.13	42.98	44.16	47.15
総資産 (百万円)	111,392	117,792	132,931	133,938
純資産 (百万円)	67,642	70,046	77,485	79,442
1株当たり純資産額 (円)	879.84	913.10	1,010.83	1,036.09

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

## 8. 対処すべき課題

当社グループは、「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現による企業価値の向上に取り組んでおります。今後の経済環境につきましては、為替相場の変動やエネルギー費の上昇など、引き続き厳しい情勢が見込まれますが、顧客の声を聞き、そのニーズを捉えた商品やサービスを提供し続けることにより、中期経営計画最終年度である2015年度目標の「連結売上高1,000億円以上、連結営業利益70億円以上」を目指してまいります。

事業ごとの取組みについては、以下のとおりです。

### <衣料繊維事業>

原料価格の高止まりや為替相場の変動など、依然として厳しい事業環境が継続しております。ユニフォーム事業での更なる生産性向上を図るとともに、テキスタイル事業の収益向上と売糸事業での国内・海外販売の強化を目指し、販売体制の見直しやグローバル生産体制の再構築、素材開発力の強化に取り組んでまいります。

### <産業機材事業>

自動車・電機業界におけるメーカーの海外シフトや現地資材調達の流れは今後も続き、スポーツ用品や釣り具などの生活用資材においても海外需要の開拓が必要となります。構造改革による収益向上に引き続き取り組むとともに、海外オペレーションの拡大や事業の幅だし、独自性のある商品・事業の開発に積極的に取り組んでまいります。

### <人とみらい開発事業>

不動産賃貸事業や太陽光発電による売電事業「ニッケまちなか発電所」など所有不動産の収益強化に引き続き取り組み、ショッピングセンター事業ではリニューアルやテナント誘致により更なる魅力的な店舗を目指します。また、スポーツ事業や介護事業では地域に密着した施設展開に取り組んでまいります。

### <コンシューマー事業>

生活流通事業では安定的収益基盤の確立と事業拡大を目指すとともに、新たに加わったグループ会社が持つ電子商取引（Eコマース）を活用し、当社グループの新たな販売戦略の構築に取り組んでまいります。通信事業やキッズランド事業においては積極的出店と質の向上など、更なる事業規模の拡大と収益基盤の確立に取り組んでまいります。



急激に変化する事業環境に機動的に対応できる強固な事業運営体制を確立するため、グループ総合力の強化を推進し、上記施策の実現と2015年度目標達成に向けて全力を挙げてまいります。

また、2016年度に向けて策定された「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」に続く「RN130ビジョン（リニューアル・ニッケ130ビジョン）」の策定および具体化に着手し、次の10年の姿を描き、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

企業ブランド戦略としましては、顧客志向の「売れるもの作り」や「独自のサービス」の開発創造に取り組み、商品・サービスの魅力アップによるニッケブランドのイメージ向上を図ってまいります。

併せて、経営の透明性・客観性を高めるために、コーポレートガバナンスの強化に取り組むと同時に、社会地域貢献活動や多様なステークホルダーとのコミュニケーションについても積極的に推進してまいります。

## 9. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出 資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ナカヒロ（大阪市中央区）	100百万円	100.0%	衣料用素材・商品の販売 および不動産の賃貸
アカツキ商事株式会社（東京都墨田区）	50	100.0	衣料用素材・商品の販売
佐藤産業株式会社（東京都千代田区）	95	50.1	同 上
南海ニッケヤーン株式会社（愛知県一宮市）	22	100.0	毛 糸 販 売
ニッケテキスタイル株式会社（愛知県一宮市）	10	100.0	糸・織物および繊維製品の 製造加工販売
大成毛織株式会社（愛知県一宮市）	30	100.0	毛 織 物 製 造
青島日毛織物有限公司（中国山東省青島市）	3.7百万米ドル	93.2	同 上
江陰日毛紡績有限公司（中国江蘇省江陰市）	15.2	91.6	毛 糸 製 造
アンピック株式会社（兵庫県姫路市）	100百万円	100.0	不織布・フェルトの製造販売
株式会社ゴーセン（大阪市中央区）	100	100.0	スポーツ用品・釣糸・ 産業資材の製造販売
株式会社ニッケ機械製作所（兵庫県加古川市）	50	100.0	産業用機械の製造販売
ニッケ不動産株式会社（神戸市中央区）	30	100.0	建 設 ・ 不 動 産
株式会社ニッケレジャーサービス（愛知県弥富市）	10	100.0	ス ポ ー ツ 関 連 事 業
株式会社ニッケ・ケアサービス（愛知県一宮市）	10	100.0	介 護 事 業
株式会社ニッケインドアテニス（愛知県あま市）	10	100.0	ス ポ ー ツ 関 連 事 業
ニッケ商事株式会社（大阪市中央区）	35	100.0	寝 装 品 ・ 手 編 毛 糸 ・ イージーオーダーの販売
双洋貿易株式会社（神戸市東灘区）	10	100.0	馬具・乗馬用品の製造 販売および貿易代行
株式会社友栄（大阪府枚方市）	33	100.0	100円ショップ向け雑貨の卸売り
株式会社ツキネコ（東京都千代田区）	10	100.0	スタンピング製造販売
ニッケアウデオSAD株式会社（大阪市中央区）	60	100.0	フランチャイズ事業・ キッズランド事業

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社20社を含め43社であり、持分法適用会社は3社であります。

## 10. 主要な事業内容

事業	主要な商品または事業内容
衣料繊維事業	売糸、ユニフォーム素材、テキスタイル素材
産業機材事業	不織布、フェルト、スポーツ用品、釣糸、その他産業用資材・生活用資材、産業用機械、ソーラー関連機器
人とみらい開発事業	商業施設の運営・運営受託、不動産業、スポーツ施設の運営、介護事業
コンシューマー事業	携帯電話の販売、娯楽施設・飲食店の運営・フランチャイズ、寝装品、イージーオーダー、手編毛糸、馬具・乗馬用品、貿易代行、100円ショップ向け卸売り、物流、保険代理店、スタンプインク、新規事業

## 11. 主要な事業所

営業所	本店 (神戸市中央区)	東京支社 (東京都中央区)
	本社 (大阪市中央区)	
工場	印南工場 (兵庫県加古川市)	岐阜工場 (岐阜県各務原市)
	一宮第1・第2事業所 (愛知県一宮市)	
商業施設	ニッケパークタウン (兵庫県加古川市)	
	ニッケコルトンプラザ (千葉県市川市)	

なお、当社子会社については「9. 重要な親会社および子会社の状況」に記載のとおりです。

## 12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,143名	539名増

(注) 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者(期中平均750名)は含んでおりません。

## 13. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	5,860百万円
株式会社みずほ銀行	3,720
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,646

## Ⅱ 会社の状況に関する事項

### 1. 株式に関する事項（平成26年11月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 192,796,000株

(2) 発行済株式の総数 88,478,858株

(3) 株主数 8,344名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	6,486千株	8.56%
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,728	4.92
株式会社みずほ銀行	3,728	4.92
株式会社三井住友銀行	3,728	4.92
日清紡ホールディングス株式会社	2,763	3.64
帝人株式会社	2,105	2.77
株式会社竹中工務店	2,000	2.64
日本生命保険相互会社	1,747	2.30
ニッケ従業員持株会	1,631	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,386	1.82

(注) 持株比率については、自己株式数(12,724,001株)を控除して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

### 2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 (社長執行役員)	佐藤光由	
取締役 (取締役会議長)	瀬野三郎	芦森工業株式会社代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	迫間満	産業機材事業本部長・芦森工業株式会社社外取締役
取締役 (常務執行役員)	富田一弥	経営戦略センター長
○ 取締役 (常務執行役員)	島津貞敏	衣料繊維事業本部長
取締役	竹村治	
取締役	宮武健次郎	JCRファーマ株式会社社外監査役
取締役	大江真幸	
常勤監査役	栗原信邦	
常勤監査役	犬伏康郎	
監査役	荒尾幸三	弁護士(中之島中央法律事務所) 南海電気鉄道株式会社社外監査役 株式会社日本触媒社外監査役
監査役	丹羽繁夫	一般財団法人日本品質保証機構参与

- (注) 1. ○印は平成26年2月26日開催の第183回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役であります。
2. 取締役 藤原典氏は平成26年2月26日開催の第183回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
迫間満	取締役、常務執行役員 衣料繊維事業本部長	取締役、常務執行役員 産業機材事業本部長	平成25年12月1日
瀬野三郎	専務執行役員 取締役会議長 経営戦略センター長	取締役会議長 芦森工業株式会社代表取締役 社長	平成26年6月27日
富田一弥	常務執行役員 人とみらい開発事業本部長 兼コンシューマー事業本部長 兼管理部長兼通信・新規 サービス部長	常務執行役員 経営戦略センター長	平成26年6月27日

4. 取締役 竹村治、宮武健次郎、大江真幸の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役 荒尾幸三、丹羽繁夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6. 竹村治、宮武健次郎、大江眞幸の各氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人員	報酬等の総額	摘 要
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	154百万円 (9百万円)	平成19年2月27日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額は取締役年額200百万円以内、監査役年額60百万円以内であります。
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	38百万円 (6百万円)	
合 計	13名	193百万円	

- (注) 1. 報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額11百万円を含んでおります。  
2. 報酬等の総額には、平成26年2月26日開催の第183回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	役 職	関 係
社外取締役	宮武 健次郎	JCRファーマ株式会社	社外監査役	—
社外監査役	荒尾 幸三	中之島中央法律事務所	弁 護 士	—
		南海電気鉄道株式会社	社外監査役	—
		株式会社日本触媒	社外監査役	—
社外監査役	丹羽 繁夫	一般財団法人日本品質保証機構	参 与	—

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席回数/開催回数		発言状況
		取締役会	監査役会	
社外取締役	竹村 治	14/14	—	他社での経営経験に基づき発言しております。
社外取締役	宮武 健次郎	13/14	—	他社での経営経験に基づき発言しております。
社外取締役	大江 眞幸	14/14	—	他社での経営経験に基づき発言しております。
社外監査役	荒尾 幸三	13/14	11/12	弁護士としての専門的見地から発言しております。
社外監査役	丹羽 繁夫	14/14	12/12	法務等に関する豊富な知見に基づき発言しております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 37百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の 38百万円

財産上の利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、M&A案件に係る財務デューデリジェンス（買収前調査）であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

(注) 当社の会計監査人であった大阪監査法人は平成26年7月1日付をもって新橋監査法人、ペガサス監査法人と合併し、名称をひびき監査法人に変更しております。

### Ⅲ 業務の適正を確保するための体制

当社は、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます”を経営理念とし、事業運営を執り行っております。新たな事業領域へと挑戦し続ける中で、常にステークホルダーおよび社会から信頼を得るためには、企業の透明性・経営の効率性を高め、企業価値の向上に努めることが大前提であると考えております。そのために、当社は、会社法および会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を、経済・社会の情勢を十分に考慮し、下記のとおり決議、運用しております。

また、環境の変化に対応すべく、毎期末に既存の内部統制システムの評価を行い、取締役会への報告や、必要に応じて改善措置を講じることにより、内部統制システムの実効性の維持とよりよい運用に努めてまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、「取締役会規則」に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
  - (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
  - (3) 代表取締役からの諮問を受け、指名・報酬その他の業務を行う機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
  - (4) 取締役の職務執行状況は、監査基準および監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
  - (5) 「企業倫理規範」、「企業行動基準」を制定し、社内イントラネットおよび当社ホームページに掲載して社内外に公開する。全取締役および使用人は配布された「企業倫理ハンドブック」を熟読し、これを遵守することを誓約する。全取締役は率先してグループ全体の法令遵守を推進する。
  - (6) 「リスク管理委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを含めたリスク管理体制を組織する。当委員会の委員長には担当役員を任命する。また、当委員会の下に、グループ本社部門、各事業部門および各グループ会社に「各リスク管理委員会」を組織し、全従業員に対し周知徹底とモニタリングを行う。
  - (7) 監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
  - (8) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業活動にも障害となる反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢をもって対応する。警察等外部の関係機関と緊密な連携を構築するとともに、社内関係部門を中心として組織的に関係遮断を徹底する。
  - (9) 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するための体制を整備し、有効かつ効率的な運用を行うとともに、その運用の評価および改善を行う。



## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、法令および「取締役会規則」に則り、保存および管理する。
- (2) グループ経営会議議事録、議案書などの職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、各文書ごとに閲覧権限を与え、保存および管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- (2) コンプライアンスリスク、品質・安全リスク、環境・災害リスク、市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスクなどの事業リスクの未然防止のため、全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置し、それぞれのリスクに対しリスク主管部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- (3) 「リスク管理委員会」の委員長に担当役員を任命し、委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- (4) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- (3) 代表取締役の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長およびグループ本社部門長などから構成されたグループ経営会議を毎月2回以上開催する。
- (4) 各事業部門長に執行役員などを任命し、毎月1回以上、事業部門経営会議を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- (5) 全社、事業部門毎に、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月グループ経営会議で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

## 5. 当社およびそのグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し、毎月営業報告を作成し定期的な経営報告会を通じて結果のレビューを行う。

- (2) 各事業部門からグループ会社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- (3) ニッケグループ全体のコンプライアンス体制の強化のため、「リスク管理委員会」の下部組織として「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- (4) 定期的に監査役、内部監査人、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。また当該使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

7. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役および執行役員、使用人、会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
  - (2) 監査役は取締役会の他、グループ経営会議など重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する。また重要な決裁書類などの閲覧をすることができる。
  - (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
  - (4) 全従業員は、社内通報窓口を利用して、直接監査役に内部通報ができる体制とする。

## IV 株式会社の支配に関する基本方針

### 基本方針の内容の概要

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは株主であり、株主は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主に委ねられるべきものと認識しています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうなど、当社に回復しがたい損害をもたらすと判断される場合があることが想定されます。

当社は、このような行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

なお、事業報告に記載すべき会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項については、本招集ご通知に係る株主総会参考書類37頁から51頁まで（第5号議案）に記載されている内容となりますので、そちらをご参照下さい。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成26年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	66,881	流 動 負 債	33,430
現金及び預金	14,953	支払手形及び買掛金	11,821
受取手形及び売掛金	23,045	短期借入金	12,409
商品及び製品	14,910	未払法人税等	930
仕掛品	6,578	繰延税金負債	2
原材料及び貯蔵品	2,795	その他	8,266
繰延税金資産	1,180	固 定 負 債	21,066
その他	3,494	長期借入金	5,339
貸倒引当金	△76	繰延税金負債	4,909
固 定 資 産	67,057	役員退職慰労引当金	23
有形固定資産	41,096	退職給付に係る負債	3,355
建物及び構築物	24,840	長期預り敷金・保証金	6,842
機械装置及び運搬具	7,424	資産除去債務	340
土地	7,656	その他	255
建設仮勘定	536	負 債 合 計	54,496
その他	636	[純資産の部]	
無形固定資産	858	株 主 資 本	72,962
のれん	109	資 本 金	6,465
その他	749	資 本 剰 余 金	4,543
投資その他の資産	25,102	利 益 剰 余 金	69,582
投資有価証券	22,525	自 己 株 式	△7,629
長期貸付金	17	その他の包括利益累計額	5,526
破産更生債権等	86	その他有価証券評価差額金	5,615
長期前払費用	275	繰延ヘッジ損益	354
退職給付に係る資産	433	為替換算調整勘定	966
繰延税金資産	372	退職給付に係る調整累計額	△1,410
その他	1,494	少 数 株 主 持 分	953
貸倒引当金	△103	純 資 産 合 計	79,442
資 産 合 計	133,938	負 債 及 び 純 資 産 合 計	133,938

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 連結損益計算書

(平成25年12月1日から  
平成26年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		100,477
売上原価		77,144
売上総利益		23,332
販売費及び一般管理費		17,303
営業利益		6,028
営業外収益		
受取利息及び配当金	484	
為替差益	248	
持分法による投資利益	324	
その他	306	1,363
営業外費用		
支払利息	191	
その他	565	757
経常利益		6,635
特別利益		
投資有価証券売却益	73	
受取補償金	43	117
特別損失		
出資金評価損	2	
事業構造改善費用	1,021	1,023
税金等調整前当期純利益		5,728
法人税、住民税及び事業税	1,479	
法人税等調整額	609	2,088
少数株主損益調整前当期純利益		3,640
少数株主利益		68
当期純利益		3,572

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年12月1日から  
平成26年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年12月1日残高	6,465	4,543	67,402	△7,613	70,798
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△1,363	-	△1,363
当期純利益	-	-	3,572	-	3,572
自己株式の取得	-	-	-	△11	△11
自己株式の処分	-	0	-	0	0
連結子会社の増加による減少	-	-	△28	-	△28
持分変動に伴う自己株式の増減	-	-	-	△5	△5
連結会計年度中の変動額合計	-	0	2,179	△16	2,163
平成26年11月30日残高	6,465	4,543	69,582	△7,629	72,962

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 分 持	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 損 益	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 係 数 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成25年12月1日残高	5,176	64	550	-	5,791	895	77,485
連結会計年度中の変動額							
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	439	289	416	△1,410	△264	58	-
連結会計年度中の変動額合計	439	289	416	△1,410	△264	58	1,956
平成26年11月30日残高	5,615	354	966	△1,410	5,526	953	79,442

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 貸 借 対 照 表

(平成26年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	36,262	流動負債	14,017
現金及び預金	6,621	支払手形	769
受取手形	400	買掛金	1,236
売掛金	10,488	短期借入金	4,750
商品及び製品	4,551	未払費用	2,670
仕掛品	3,990	未払法人税等	1,075
原材料及び貯蔵品	1,241	未預りの金	196
繰延税金資産	318	その他	2,123
短期貸付金	6,686	固定負債	16,563
前払費用	34	長期借入金	2,383
その他の金	1,942	繰延税金負債	5,332
貸倒引当金	△12	退職給付引当金	1,722
固定資産	62,302	長期預り敷金・保証金	6,728
有形固定資産	31,271	資産除去債	318
建物	19,071	その他	78
構築物	1,895	負債合計	30,580
機械及び装置	5,158	[純資産の部]	
車両運搬具	1	株主資本	62,286
工具器具及び備品	151	資本剰余金	6,465
土地	4,502	資本準備金	5,104
建設仮勘定	489	その他資本剰余金	5,064
無形固定資産	130	自己株式処分差益	39
ソフトウェア	76	利益剰余金	58,322
その他	54	利益準備金	1,616
投資その他の資産	30,900	その他利益剰余金	56,705
投資有価証券	18,268	損失補填準備積立金	680
関係会社株式	7,568	配当引当積立金	930
出資	10	従業員退職給与基金	1,466
関係会社出資金	2,280	圧縮記帳積立金	2,900
長期貸付金	1	特別償却積立金	2,547
破産更生債権等	40	別途積立金	37,950
長期前払費用	176	繰越利益剰余金	10,231
前払年金費用	2,255	自己株式	△7,605
その他の金	337	評価・換算差額等	5,698
貸倒引当金	△40	その他有価証券評価差額金	5,382
資産合計	98,565	繰延ヘッジ損益	315
		純資産合計	67,985
		負債及び純資産合計	98,565

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 損 益 計 算 書

(平成25年12月1日から  
平成26年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	33,759
売上原価	26,297
売上総利益	7,461
販売費及び一般管理費	4,543
営業利益	2,918
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,108
その他	496
営業外費用	
支払利息	85
その他	459
経常利益	3,977
特別利益	
投資有価証券売却益	59
特別損失	
出資金評価損	2
事業構造改善費用	495
税引前当期純利益	3,540
法人税、住民税及び事業税	359
法人税等調整額	655
当期純利益	2,525

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。



## 株主資本等変動計算書

(平成25年12月1日から  
平成26年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 剰 余 金 資 本 剰 余 金 自己株式処分差益	他 金
平成25年12月1日残高	6,465	5,064	39	5,104
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	0
積立金の積立	-	-	-	-
積立金の取崩	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0
平成26年11月30日残高	6,465	5,064	39	5,104

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		損 失 補 填 準 備 積 立 金	配 当 引 当 積 立 金	従 業 員 退 職 給 与 基 金	圧 縮 記 帳 積 立 金
平成25年12月1日残高	1,616	680	930	1,466	2,959
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-
積立金の積立	-	-	-	-	26
積立金の取崩	-	-	-	-	△86
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△60
平成26年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	2,900

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 合		
	特 別 償 却 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成25年12月1日残高	1,759	37,950	9,798	57,160	△7,594	61,135
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	△1,363	△1,363	-	△1,363
当期純利益	-	-	2,525	2,525	-	2,525
自己株式の取得	-	-	-	-	△11	△11
自己株式の処分	-	-	-	-	0	0
積立金の積立	1,033	-	△1,060	-	-	-
積立金の取崩	△244	-	331	-	-	-
事業年度中の変動額合計	789	-	432	1,161	△10	1,151
平成26年11月30日残高	2,547	37,950	10,231	58,322	△7,605	62,286

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成25年12月1日残高	4,986	27	5,014	66,149
事業年度中の変動額				
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	396	287	684	-
事業年度中の変動額合計	396	287	684	1,835
平成26年11月30日残高	5,382	315	5,698	67,985

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年1月9日

日本毛織株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 宮本 富雄 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 安岐 浩一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成25年12月1日から平成26年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成27年1月9日

日本毛織株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 宮本 富雄 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 安岐 浩一 印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成25年12月1日から平成26年11月30日までの第184期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年12月1日から平成26年11月30日までの第184期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針・職務分担等を定めた監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針・職務分担等に従い、取締役・内部監査部門・内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、当期重点監査項目として監査役会が定めた事項をはじめ業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びひびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (5) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業の実際を調査するとともに各社の取締役及び部門長等から事業の報告を受けました。
- (6) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について毎月報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書と併せ、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年1月13日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役 栗原信邦 ⑩

常勤監査役 犬伏康郎 ⑩

社外監査役 荒尾幸三 ⑩

社外監査役 丹羽繁夫 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、一貫して株主様の利益を最も重要な課題のひとつと考え、経営にあたっております。期末配当につきましては、株主様のご期待に応えるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円（総額757,548,570円）といたします。

（注）中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金18円（総額1,363,627,178円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年2月26日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	佐藤光由 (昭和23年6月8日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年2月 当社取締役紡績事業本部製造部長兼一宮工場長 平成16年2月 当社取締役経営企画室長 平成18年2月 当社取締役、執行役員 経営企画室長 平成19年2月 当社取締役、常務執行役員 製造技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、東京支社長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 資材・エンジニアリング事業管掌、製造技術担当、東京支社長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 研究開発センター長兼経営戦略センター長 平成21年12月 当社代表取締役社長、社長執行役員（現任）	83,000株
2	富田一弥 (昭和34年4月3日生)	昭和59年4月 当社入社 平成19年2月 当社コミュニティサービス事業グループ長 平成20年12月 当社コミュニティサービス事業部長 平成21年2月 当社執行役員コミュニティサービス事業部長 平成23年12月 当社執行役員コミュニティサービス事業部長兼 管理部長兼通信・新規サービス部長 平成24年12月 当社常務執行役員人とみらい開発事業本部長兼 コンシューマー事業本部長兼管理部長兼通信・ 新規サービス部長 平成25年2月 当社取締役、常務執行役員 人とみらい開発事業本部長兼コンシューマ ー事業本部長兼管理部長兼通信・新規サー ビス部長 平成26年6月 当社取締役、常務執行役員 経営戦略センター長（現任）	33,000株



候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	しまづ さだとし <b>島津貞敏</b> (昭和31年5月24日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年2月 当社ユニフォーム事業本部ビジネスユニフォーム部長 平成20年12月 当社衣料繊維事業本部販売第2部長 平成24年2月 当社経営戦略センター人財戦略室長 平成25年2月 当社執行役員経営戦略センター人財戦略室長 平成25年6月 当社執行役員経営戦略センター人財戦略室長兼法務IR広報室長 平成25年12月 当社常務執行役員衣料繊維事業本部長兼販売第2部長 平成26年2月 当社取締役、常務執行役員衣料繊維事業本部長(現任)	14,000株
4	<新任> ふじ わら のり <b>藤原 典</b> (昭和25年7月18日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年12月 当社インテリア資材事業本部インテリアカンパニー事業部長兼印南工場副工場長 平成17年2月 当社インテリア資材事業本部副本部長 平成18年2月 アンビック株式会社取締役製造本部長 平成20年2月 当社執行役員生活産業資材事業本部長 平成20年12月 当社執行役員資材事業部長 平成23年2月 当社取締役、常務執行役員資材事業本部長兼インテリアカンパニー長兼エンジニアリング事業部長兼管理部長 平成24年12月 当社取締役、常務執行役員産業機材事業本部長 平成25年12月 当社取締役、常務執行役員研究開発センター長 平成26年2月 当社常務執行役員研究開発センター長(現任)	52,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>&lt;新任&gt;</p> <p>はぎ はら おさむ 萩 原 修 (昭和25年8月16日生)</p>	<p>昭和49年4月 福山通運株式会社入社 昭和51年6月 上島珈琲株式会社入社 平成15年10月 株式会社ゴーセン専務執行役員 平成16年5月 同社取締役専務執行役員 平成16年10月 同社取締役社長 平成20年12月 当社生活流通事業部長 平成21年2月 当社執行役員生活流通事業部長 平成24年12月 当社執行役員コンシューマー事業本部生活流通事業部長 平成26年6月 当社執行役員コンシューマー事業本部長兼生活流通事業部長兼通信・新規サービス部長兼管理部長(現任)</p>	21,000株
6	<p>&lt;社外&gt;</p> <p>たけ むら おさむ 竹 村 治 (昭和14年12月7日生)</p>	<p>昭和38年4月 大阪商船株式会社入社 平成5年3月 関西汽船株式会社専務取締役 平成6年6月 株式会社商船三井取締役 平成9年6月 九州急行フェリー株式会社取締役社長 平成13年6月 第一中央汽船株式会社取締役社長 平成16年6月 同社相談役 平成21年2月 当社社外監査役 平成23年2月 当社社外取締役(現任)</p>	一株
7	<p>&lt;社外&gt;</p> <p>みや たけ けん じ ろう 宮 武 健 次 郎 (昭和13年2月16日生)</p>	<p>昭和36年3月 大日本製薬株式会社入社 平成7年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役社長 平成17年10月 大日本住友製薬株式会社代表取締役社長 平成20年6月 同社代表取締役会長 平成23年2月 当社社外取締役(現任) 平成23年6月 大日本住友製薬株式会社相談役 平成26年6月 JCRファーマ株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) JCRファーマ株式会社社外監査役</p>	一株
8	<p>&lt;新任・社外&gt;</p> <p>あら お こう ぞう 荒 尾 幸 三 (昭和21年1月20日生)</p>	<p>昭和46年7月 弁護士登録 中筋義一法律事務所(現中之島中央法律事務所)入所(現任) 平成22年6月 南海電気鉄道株式会社社外監査役(現任) 平成23年2月 当社社外監査役(現任) 平成23年6月 株式会社日本触媒社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士(中之島中央法律事務所) 南海電気鉄道株式会社社外監査役 株式会社日本触媒社外監査役</p>	5,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 竹村治、宮武健次郎および荒尾幸三の各氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者であります。なお、竹村治および宮武健次郎氏につきましては、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、荒尾幸三氏につきましては、同氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定する予定としております。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
- ①竹村治氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
- ②宮武健次郎氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
- ③荒尾幸三氏については、法律に精通した弁護士としての経験を通じて、取締役会の監督機能とコンプライアンスの強化を図っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した事はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、同氏は、現在当社社外監査役であります。本総会の終結の時をもって辞任により退任する予定であります。同氏の当社社外監査役就任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役候補者 竹村治および宮武健次郎両氏との間で、責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、荒尾幸三氏の新任が承認された場合、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役 犬伏康郎氏が任期満了となり、また監査役 荒尾幸三氏が辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	<p>&lt;新任&gt;</p> <p>はさ ま みつる 迫 間 満 (昭和31年11月8日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社</p> <p>平成15年2月 当社スクールユニフォーム部長</p> <p>平成18年2月 当社執行役員ユニフォーム事業本部長兼スクールユニフォーム部長</p> <p>平成20年12月 当社執行役員衣料繊維事業本部副本部長兼販売第1部長</p> <p>平成23年2月 当社執行役員衣料繊維事業本部長</p> <p>平成24年2月 当社取締役、常務執行役員衣料繊維事業本部長</p> <p>平成25年12月 当社取締役、常務執行役員産業機材事業本部長(現任)</p> <p>平成26年6月 芦森工業株式会社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>芦森工業株式会社社外取締役</p>	44,000株
2	<p>&lt;新任・社外&gt;</p> <p>かた やま たけし 片 山 健 (昭和25年2月26日生)</p>	<p>昭和48年4月 農林中央金庫入社</p> <p>平成13年6月 同社法務部長</p> <p>平成14年6月 同社常務理事</p> <p>平成17年6月 昭和リース株式会社取締役副社長</p> <p>平成18年6月 協同クレジットサービス株式会社代表取締役社長</p> <p>平成18年10月 U F J ニコス株式会社副社長執行役員</p> <p>平成19年4月 三菱U F J ニコス株式会社取締役副社長兼副社長執行役員</p> <p>平成20年6月 同社代表取締役副社長兼副社長執行役員</p> <p>平成24年6月 系統債権管理回収機構株式会社代表取締役社長</p>	一株

- (注) 1. 両監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 片山健氏は、社外監査役の要件を満たした社外監査役候補者であり、荒尾幸三氏の補欠として選任をお願いするものであります。従いまして、任期は当社定款の規定により、退任した監査役の任期の満了する時までとします。
3. 社外監査役候補者の選任理由について  
片山健氏は、他の会社の経営経験があり、独立的な立場からの確かな監査を行っていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 社外監査役候補者の独立性について  
①片山健氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

- ②片山健氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - ③片山健氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  - ④片山健氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
5. 社外監査役候補者との責任限定契約について  
当社は、片山健氏の新任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 補欠監査役1名予選の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開始の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
う え は ら み ち こ 上 原 理 子 (昭和24年12月24日生)	昭和51年4月 神戸地方裁判所判事補 昭和54年4月 神戸地方裁判所尼崎支部判事補 昭和57年4月 大阪地方裁判所判事補 昭和61年4月 福岡地方裁判所判事 平成元年5月 弁護士登録 三宅合同法律事務所入所 平成4年3月 上原合同法律事務所開設（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士（上原合同法律事務所）	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上原理子氏は、社外監査役の要件を満たした補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について  
上原理子氏は、過去に会社経営に関与した事はありませんが、弁護士としての経験を活かして、独立的な立場からの確かな監査を行っていただきたいため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 法令に定める監査役の員数を欠き、上原理子氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続導入の件  
当社は、平成24年2月24日開催の第181回定時株主総会において、株主の皆様からのご承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する基本方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」と言います。）を継続導入しておりますが、平成27年1月14日に開催された当社取締役会において、旧プランの継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」と言います。）を決定いたしました。

本議案は、本プランの重要性に鑑み、広く株主の皆様のご意思を反映させるため、本プランの継続導入についてご承認をお願いするものです。

なお、本プランの合理性・公正さを確保するための措置として、当社社外取締役、当社社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置し、特別委員会委員を選任する予定です。

本プランの内容は以下のとおりであります。

#### 1. 本プラン導入の目的

当社は1896年（明治29年）の創業以来、永年にわたって培った独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールの総合メーカーとして品質の向上や技術開発に努め、我が国の繊維産業の発展に寄与するとともに、“ウールのニッケ”としてこれまで高い評価を得てまいりました。そして今日は「繊維」「非繊維」の意識を超え、“人と地球に「やさしく、あったかい」企業グループとして、わたしたちは情熱と誇りをもってチャレンジして行きます。”という経営理念・経営方針で統一された「衣料繊維事業」、「産業機材事業」、「人とみらい開発事業」、「コンシューマー事業」の4つの事業領域全てを「本業」と位置づけ、事業を展開しております。当社グループ会社は50社弱となり、その事業内容を多種多様に変化させながら収益の拡大を目指してまいりました。

当社は創立120周年の節目となる2016年に向けた「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」を策定しその実現に注力してまいりました。当ビジョン策定時と比較し、経営環境が更に不確実さを増したことに加え、リーマンショックや東日本大震災など当初想定しえない事態の発生も影響し、当ビジョン策定時点では1,000億円を超えていた連結売上高は一時800億円台にまで落ち込んだものの、グループを挙げての経営努力により再び1,000億円台を回復できる状態まで持ち直してまいりました。NN120ビジョンの成果と反省を踏まえ、ポストNN120ビジョンとして「リニューアル・ニッケ130（RN130ビジョン）」を策定し、次なる10年間の当社グループの目指す方向性や企業像、そしてコーポレートガバナンスを含めた経営戦略の再構築を検討し、更なる成長・発展を目指してまいります。

このような約120年にわたる創業からの継続的な取組みの積み重ねを企業価値の源泉としつつ、更に情熱と誇りを持ってチャレンジし続け、「新しい価値」と「確かな生活文化」を創造し、地球環境



と調和する企業グループを目指していくことこそ当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に繋がるものと確信しております。そのためには、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様との良好な関係を維持し、当社グループの各事業の特性を十分に理解したうえで、中長期的な視点から安定的に事業運営を行うことが必要であると考えております。

さて、資本市場のグローバル化が進展するなか、日本における企業買収も今後、ますます増加するものと思われれます。仮に当社に対する大規模買付行為が発生した場合、当該行為の是非を株主の皆様適切にご判断いただくためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報や見解が提供されることが不可欠であると考えております。そのためには、大規模買付者からの情報提供、当社取締役会が必要に応じて大規模買付者と交渉・協議を行う機会、そして当社取締役会が善管注意義務に基づき適切な検討・判断を行う熟慮期間を十分に確保することが大前提であると考えております。

しかしながら、あらかじめ対応方針を備えていない限り当社取締役会が株主共同の利益を向上させる適切な措置を講じることは困難を極めることが予想されますので、上記趣旨に則り、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を策定・開示し、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールに則った買付行為を行うよう求めることといたしました。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合は原則として対抗措置の発動は行いません。しかし、ルールを遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうことが明白であると判断されるような場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを第一次的な目的として、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することを検討いたします。

前記のとおり、当社の企業価値は絶え間ない情熱とチャレンジによる「売れるもの作り」や「独自のサービス」の開発・創造により向上するものではありませんが、客観的かつ合理的な一定のルールをあらかじめ定め、ルールに従った大規模買付行為を求めることもまた当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するものと認識しております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付を行う旨の通達、打診、提案を受けているわけではございません。

## 2. 本プランの対象となる大規模買付

以下の①または②に該当する買付がなされた場合、本プランにおける大規模買付となります。

- ①当社が発行する株券等※1 について保有者※2 の株券等保有割合※3 が20%以上となる買付
- ②当社が発行する株券等※4 について、公開買付※5 に係る株券等所有割合※6 およびその特別関係者※7 の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付



- ※1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下同じ。
- ※2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じ。
- ※3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下に同じ。
- ※4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下に同じ。
- ※5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下に同じ。
- ※6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下に同じ。
- ※7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下に同じ。

### 3. 大規模買付ルールの内容

この大規模買付ルールは、大規模買付者より提供された必要かつ十分な情報に基づき当社取締役会において当該買付行為に対する評価検討がなされ、かつ大規模買付者ならびに当社取締役会により株主の皆様に対して必要かつ十分な情報が公表・説明された後に、大規模買付者が当該買付行為を開始する、というものです。

具体的には以下のとおりとなります。

#### (1) 「意向表明書」の提出

当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役会宛に以下の内容を記載した「意向表明書」を提出していただきます。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案がなされた場合は、その事実を速やかに公表いたします。

- ①大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- ②大規模買付行為の概要
- ③大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の概要
- ④大規模買付ルールを遵守する旨の誓約

#### (2) 十分な情報の提供

当社取締役会は、株主の皆様の判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただくため、前記の「意向表明書」の受領後5営業日以内に、大規模買付者に対し「大規模買付情報」の提供を要請します。当初提出していただくべき大規模買付情報の項目は下記①～⑥のとおりですが、事案の性質上、項目として不足していると考えられる場合には、回答に必要な期限（60日を上限とします。）を定めたくて大規模買付者に追加的に情報を提供するように要求することがあります。この場合、大規模買付者には、指定した期限までに追加情報を再提出していただきます。

なお、大規模買付者情報の提供完了の事実については当社取締役会より株主の皆様にご公表いたします。また、大規模買付情報の内容は、当社取締役会が株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には、その全部または一部を公表いたします。

- ①大規模買付者およびそのグループの概要、資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大規模買付行為および結果、コーポレートガバナンス・CSRへの取組み状況
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容

- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思決定の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ④買付対価の算定根拠の概要
- ⑤大規模買付者に対する買付資金の提供者の名称、資本構成、財務内容
- ⑥大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針・経営理念、事業計画の概略

### (3) 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供がなされた後、評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のため下記の期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定し、この間当該買収提案が株主共同の利益に適うか否かにつき第一次的判断を行います。取締役会評価期間は下記の期間を設定し、開始日については株主の皆様にご公表いたします。

- ①対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の買付の場合には60日間を上限とします。
- ②上記以外の大規模買付行為の場合は90日間を上限とします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家および有識者等の助言を得ながら提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、見解をとりまとめたくて株主の皆様にご公表いたします。また、買収条件の改善により当該買収提案が株主共同の利益に資するものとなる可能性がある場合には、大規模買付者との間で買収条件の改善について交渉し、当社取締役会より株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、株主の皆様が当該買付提案の是非を判断できるよう、取締役会の評価等について、できるだけ事実に基づき、株主の皆様に対して説明いたします。  
大規模買付行為は、当該取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

### (4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（取締役会評価期間中に大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会が大規模買付情報の内容が不十分であると判断する場合を含みます。）には、当社取締役会は、その責任において、企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当て、その他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の要項は、後述【ご参考1】「新株予約権無償割当ての概要について」に記載のとおりですが、新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

#### ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。しかし、当該大規模買付が以下の（i）～（v）の類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動する決議をすることがあります。その決議に先立ち、当社取締役会は、その判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対し対抗措置を講じることの是非について諮問します。特別委員会は、当社取締役会から必要情報をすみやかに受領したうえ、取締役会評価期間内に、当該大規模買付が当社の企業価値・株主共

同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分検討します。そのうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行うものとします。

なお、特別委員会において下記（i）～（v）の類型に該当するか否かの実質判断について株主の皆様意思を確認する必要があると判断した場合、その他特別委員会が必要と認める場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の内容およびその発動の賛否に関し、株主の皆様意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

- （i）真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- （ii）当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行っている判断される場合
- （iii）当社の経営を支配した後、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っている判断される場合
- （iv）当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合
- （v）大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

※（iii）、（iv）については、「当社の資産を買収者の担保とすること」や「当社の遊休資産を処分し、その処分利益をもって高配当させることが予定されている」などそのみでは当該買収が株主共同の利益を侵害するとまでは言い難い場合は除くものとします。

※（v）については、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではありません。

特別委員会は、原則委員全員出席のもとで対抗措置発動の勧告内容について最終的な決定を行うものとします。また、特別委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようなされることを確保するために、特別委員会は、適宜必要に応じ当社の費用負担により、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家および有識者の助言を受けることができるものとします。

#### （5）株主意思の確認

特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意思確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施するものとします。なお、株主意思確認総会は、原則として最長60日間の期間を設定し当該期間中に開催いたしますが、定時株主総会または臨時株主総会と併せて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合またはその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、すみやかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令および株主確定に必要な日数から導き出せる最も早い日とし、投票基準日設定の公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。当社取締役会は、株主意思の確認を行う方法について決定し、決定内容をすみやかに情報開示いたします。株主意思確認総会または書面投票における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

#### （6）取締役会の決議

当社取締役会は、善管注意義務に従い、その責任により特別委員会からの勧告、株主意思確認総会または書面投票の決定を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。発動を決議した場合には、当社取締役会が別途定める日において対抗措置を発動することになります。なお、発動に際しては当社より当該大規模買付者に対して経済的対価の交付は行いません。当該大規模買付者は、株主の多数の支持を得られなかった場合に、当該買収を撤回・中止する時間が残っていること等によって、対抗措置の発動による持株比率の希釈化を回避することができます。

当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動を決議した場合には、当社取締役会が適切と判断する事項についてすみやかに情報開示を行います。

#### （7）対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、対抗措置の発動の中止を決議することができます。また、特別委員会は、大規模買付者が買付を撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、当社取締役会に対し対抗措置の発動を中止するよう勧告できるものとします。当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を中止するか否かを決議します。

対抗措置の発動の中止を決議した場合、すみやかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には以下の手続きとなります。

- ①新株予約権の無償割当てが決議され、新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。
- ②新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による本新株予約権の無償取得を行います。

#### 4. 本プランの合理性・公正性を確保するための措置

##### （1）「買収防衛策に関する指針」、「買収防衛策の在り方」に十分配慮していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」および、経済産業省の企業価値研究会が平成20年



6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したものととなっております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入されるものです。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはございません。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは平成27年2月開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様により導入の決議がなされた場合に発効いたします。なお本プランの有効期間を3年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がされた場合には、本プランはその時点で廃止されます。当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意思を反映することが可能となります。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても発動を阻止できない買収防衛策）もしくはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではなく、本プランの導入および廃止には株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外役員から構成された特別委員会を設置します。特別委員会の判断については、株主の皆様に適宜情報開示を行います。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されております。このように、本プランは、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

5. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの発効時に株主の皆様と与える影響

本プランの発効時点においては、対抗措置（新株予約権の無償割当て）自体は行われません。したがって、本プラン発効時に株主および投資家の有する当社株式に係る法的な権利および経済的利益に対して直接具体的な影響が生じることはございません。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決議した場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途設定する割当て期日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付いたします。これにより大規模買付者以外の株主の皆様は、無償にて当社による本新株予約権取得の対価として当社株式を受領するため、株主の皆様が保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、対抗措置の発動が決議され本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主様が確定した後の権利落ち日以降、本新株予約権の割当て期日までに生じた事由（大規模買付者の買付行為の撤回による対抗措置の中止または発動の停止等）により、当社が新株予約権の割当てを中止する場合がございます。

す。また、本新株予約権無償割当て実施後に生じた事由により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社が全ての本新株予約権を無償で取得する場合がございます。

この場合、1株あたり株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、希釈化を前提に売買をお行おうとする株主・投資家の皆様は、株価の変動に十分ご注意ください。

### (3) 新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要な手続き

#### ①株主名簿への記録または記載

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社取締役会が別途定める割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主に新株予約権が無償にて割当てられますので、株主名簿への記録または記載が未了の株主の皆様におかれましては、すみやかに株主名簿への記録等の手続きを行っていただく必要があります。

#### ②新株予約権の割当て手続き

割当て期日における最終の株主名簿に記録または記載された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

#### ③当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

この際、当社の本新株予約権の取得と引き換えに、当社株式を本新株予約権者に交付することがあります。この場合、取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく本新株予約権1個あたり原則として当社株式1株の交付を受けることになります。

上記のほか、当社による本新株予約権の取得の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたします。

## 6. 本プランの有効期間、廃止および変更

### (1) 本プランの有効期間

有効期間は、平成30年2月に開催予定の当社定時株主総会終結までの3年間とします。

### (2) 本プランの廃止、修正および変更

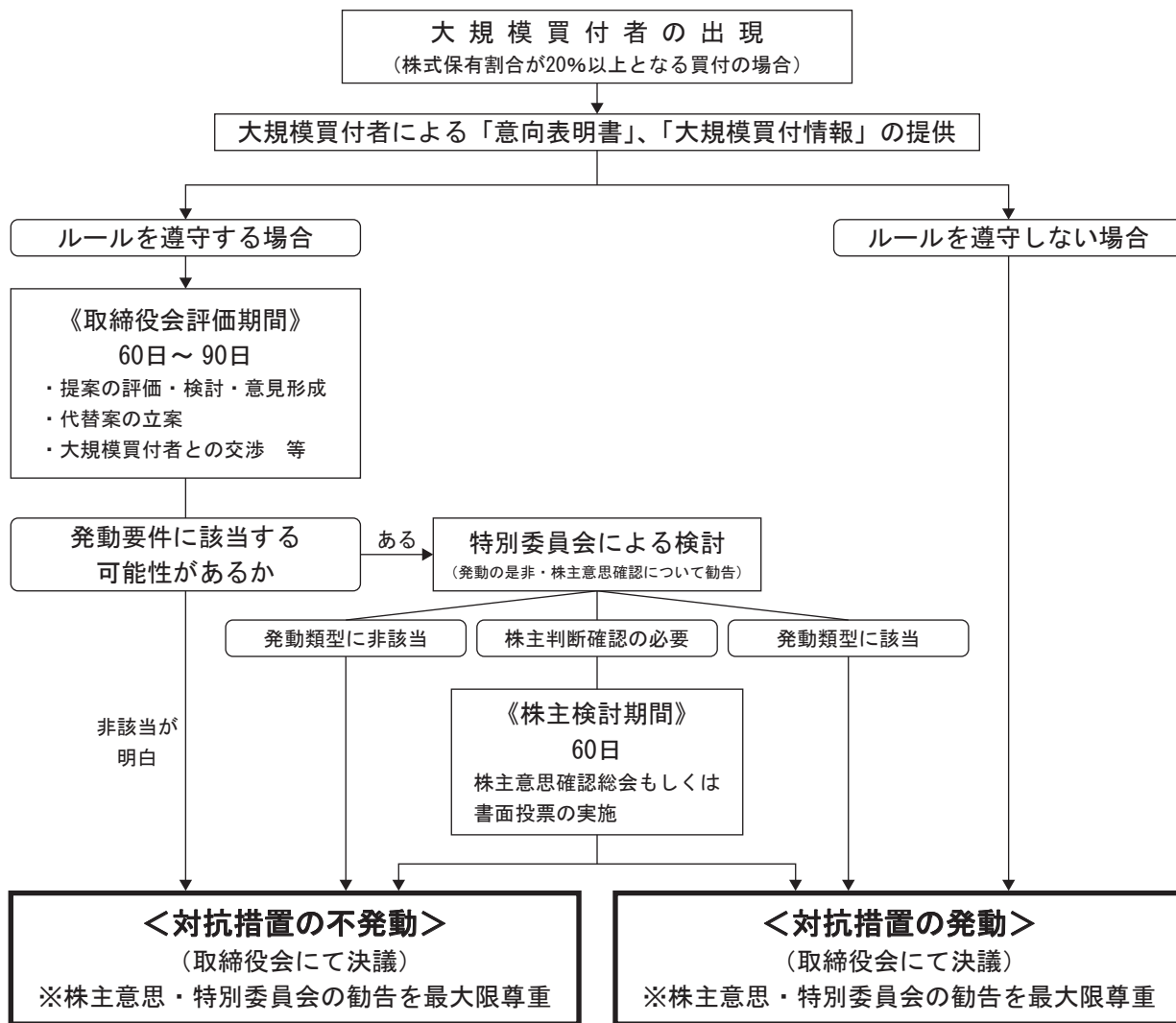
当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合もしくは当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランの有効期間中であっても本プランは廃止となります。

また、当社取締役会は、関係諸法令の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例の変更等により本プランの基本的な部分に変更・見直し等が必要な場合は、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え運用いたしますが、株主総会の承認の趣旨の範囲で特別委員会の承認を得たうえで、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について情報開示を行います。

以 上

【大規模買付ルール フロー図】



【ご注意】

上記フローチャートはあくまで本プランの概要を分かりやすく説明するための参考資料として作成されたものであり、本プランの詳細内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」本文をご覧ください。

## 【ご参考1】 新株予約権無償割当ての概要について

### 1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 本新株予約権の割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権を無償にて割当てます。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、必要な調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は1円以上かつ時価の半値を上限とした当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

### 6. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継したもの、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者（これら①から⑥までの者を総称して「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができません。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

※1 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

※2 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会が認めた者を含む。）。



- ※3 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本③において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- ※4 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- ※5 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会が認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

7. 当社による本新株予約権の無償取得

5. の規定に関わらず、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社は、行使期間開始日の前日までの間であればいつでも、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、非適格者以外の全ての新株予約権を無償にて取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につきその対価として1株の当社普通株式を交付することができるものとします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

9. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

## 【ご参考2】 特別委員会について

1. 特別委員会は、当社株主総会において「大規模買付行為に関する対応方針」が決議されることを条件として、当社取締役会の決議により設置されます。
2. 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している
  - ①当社社外取締役
  - ②当社社外監査役
  - ③社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければなりません。
3. 特別委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではありません。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとします。
4. 特別委員会は以下の事項について判断し、当社取締役会に対し勧告を行うものとします。なお、判断においては、当社企業価値ならびに株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的とはなりません。
  - ①対抗措置発動の実施または不実施
  - ②株主意確認総会または書面投票の実施
  - ③対抗措置発動の中止
  - ④本プランの廃止または変更（但し、変更については、本対応方針に反しない範囲、または、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
  - ⑤その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載されている事項を行うことができるものとします。
  - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ②買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④買付者等との交渉・協議
  - ⑤代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑥評価・意見の公表
  - ⑦その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧当社取締役会において別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項

6. 特別委員会は、大規模買付情報が提出された場合、当社の取締役会に対して、特別委員会が定める所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。
7. 特別委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付者等に対し、買付内容等の改善を申し入れることができます。
8. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。
9. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。
10. 特別委員会の委員は、買付等がなされた場合に限らず、いつでも特別委員会を招集することができます。
11. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもってこれを行うことができます。

以 上

<特別委員会委員候補者の略歴>

氏名 竹村 治 (昭和14年12月7日生)

略歴 昭和38年4月 大阪商船株式会社入社  
平成5年3月 関西汽船株式会社専務取締役  
平成6年6月 株式会社商船三井取締役  
平成9年6月 九州急行フェリー株式会社取締役社長  
平成13年6月 第一中央汽船株式会社取締役社長  
平成16年6月 同社相談役  
平成21年2月 当社社外監査役  
平成23年2月 当社社外取締役(現任)

氏名 宮武 健次郎 (昭和13年2月16日生)

略歴 昭和36年3月 大日本製薬株式会社入社  
平成7年6月 同社専務取締役  
平成11年6月 同社代表取締役社長  
平成17年10月 大日本住友製薬株式会社代表取締役社長  
平成20年6月 同社代表取締役会長  
平成23年2月 当社社外取締役(現任)  
平成23年6月 大日本住友製薬株式会社相談役  
平成26年6月 JCRファーマ株式会社社外監査役(現任)

氏名 荒尾 幸三 (昭和21年1月20日生)

略歴 昭和46年7月 弁護士登録  
中筋義一法律事務所(現中之島中央法律事務所)入所(現任)  
平成22年6月 南海電気鉄道株式会社社外監査役(現任)  
平成23年2月 当社社外監査役(現任)  
平成23年6月 株式会社日本触媒社外監査役(現任)

※上記特別委員会委員候補者はいずれも会社法に定める社外取締役、社外監査役の要件を満たしており、また、上記特別委員会委員候補者と当社との間には、顧客、取引先、その他(委託、融資、保証、顧問契約を含む)、特別な利害関係はありません。

【ご参考3】 当社株式の状況（平成26年11月30日現在）

1. 発行可能株式総数 192,796,000株
2. 発行済株式の総数 88,478,858株（自己株式12,724,001株を含む）
3. 株主数 8,344名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	6,486	8.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,728	4.92
株式会社みずほ銀行	3,728	4.92
株式会社三井住友銀行	3,728	4.92
日清紡ホールディングス株式会社	2,763	3.64
帝人株式会社	2,105	2.77
株式会社竹中工務店	2,000	2.64
日本生命保険相互会社	1,747	2.30
ニッケ従業員持株会	1,631	2.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,386	1.82

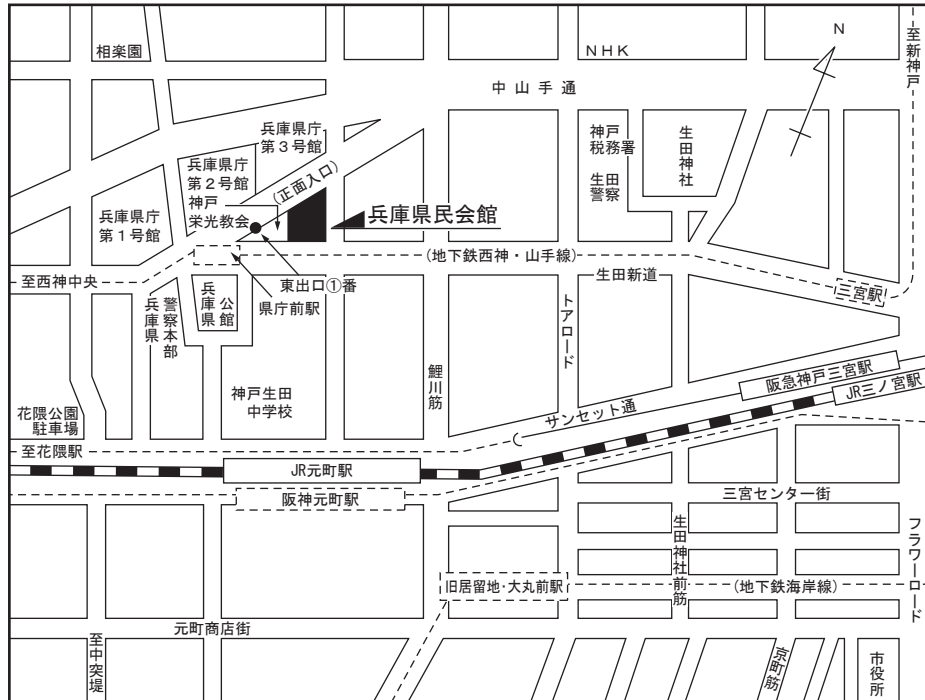
当社の保有する自己株式12,724千株は上記の表に記載しておりません。

以上

MEMO

MEMO

## 株主総会会場ご案内



会場 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号

兵庫県民会館 11階ホール

最寄駅 地下鉄西神・山手線県庁前駅より 徒歩で約2分（東出口①番）

JR元町駅、阪神元町駅より 徒歩で約7分

JR三ノ宮駅、阪急神戸三宮駅より 徒歩で約15分



ミックス  
責任ある木質資源を  
使用した紙  
FSC® C022337